

平成15年度津山市文化功労者

津山市文化功労者に河本光郎さんが選ばれました。河本さんの業績を紹介します。



河本さんは、昭和33年に教師として片山女子高等学校（現・倉敷翠松高等学校）に奉職して以来、今日まで一貫して学生・生徒への陸上競技の指導に尽力し、輝かしい実績を残してきました。昭和39年のインターハイ（全国高等学校総合体育大会）で片山女子高校を女子総合優勝に導いた手腕を買われ、昭和40年には美作高等学校に迎えられました。そして、その2年後の昭和42年から2年連続でインターハイ総合優勝を成し遂げるなど、高校陸上競技界の雄として、美作高校さらに津山市の名を一躍全国

に知らしめました。

昭和56年以降は、美作女子大学（現・美作大学）においてもその卓越した指導力を発揮し、陸上競技部女子が今年のインターカレッジ（日本学生陸上競技対校選手権）中国四国大会において2年連続10回目の総合優勝を飾るなど、今もなお指導者として第一線で活躍しています。

長い指導歴の間には、東京五輪出場の高橋美由紀選手（5種競技）、ミュンヘン五輪出場の山三保子選手（走り高跳び）、ロサンゼルス・ソウル五輪出場の松井江美選手（やり投げ）など多くの日本代表選手を育成し、日本の陸上競技の発展に多大な功績を残しました。また、岡山県選手団の監督として15回の国体出場を果たしたほか、津山市陸上競技協会役員として競技力向上に尽力するなど、その活躍の場は多岐にわたっています。温厚、誠実にして研究熱心であり、あふれんばかりの情熱をもつて陸上競技指導に取り組んできた河本さんには、各方面から絶大な信望と敬意が寄せられています。

国民年金はあなたの未来を応援します

20歳になったら
国民年金に加入しましょう

国内に住んでいる20歳から60歳までの人で、会社員や公務員およびその被扶養配偶者以外の人は、国民年金に加入することになっていきます。そして、将来には老齢基礎年金が支給されます。また、一定の条件はありますが、不慮の事故や病気で障害が残ったときには障害年金が、亡くなったときには遺族年金が支給されます。

20歳になる前月に、社会保険事務所から加入の届け出用紙が郵送されますので、市役所で手続きをしてください。

学生で収入がなく保険料の納付が困難なときには、納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。市内に住民票がある人は、在学証明書または学生証（コピー可）を持参して、市役所で手続きをしてください。申請した前月からその年度末までが対象期間となりますので、年度ごとに申請が必要です。

無年金者にならないために

長期間保険料を未納にすると

無年金者になります。保険料の納付が困難なときには、「申請免除制度」の手続きをしてください。申請免除制度には、保険料の全額免除と半額免除があります。本人・配偶者・世帯主それぞれの所得が一定以下のときや、天災や失業などにより納付が困難な場合が対象です。

年金額を計算するときには、全額免除期間は通常の3分の1、半額免除期間は3分の2として受給額に反映されます。

厚生年金期間、国民年金納付・免除期間、サラリーマンの配偶者として扶養されていた期間、そして学生納付特例制度など年金額には反映されませんが、加入期間には算入される合算対象期間（カラ期間）の合計が、25年（3000月）以上ないと無年金者になってしまいます。そうならないためにも、納付が困難なときには放置せず、早めにご相談ください。

国民年金制度についてのお問い合わせは、市保険年金課（市役所1階5番窓口）☎32 2072または津山社会保険事務所（田町）☎22 7116へどうぞ。